

公立学校施設の耐震改修状況について

2021/4/1現在

小学校

種別	学校名	建物用途	面積 (㎡)	建設年度	1次診断 (Is値)	2次診断 (Is値)	改修済 (Is値)	備考
校舎	日積	管理棟	260	H30	※	※	※	
		特別教室棟	201	H14	※	※	※	
		普通教室棟	499	H22	※	※	※	
	柳井	第4校舎	1,395	54・55	0.38	0.85		H20 2次診断(耐震性有)
		管理・特別教室棟	2,376	H17	※	※	※	
		普通教室棟	1,180	H18	※	※	※	
		昇降棟	253	H18	※	※	※	
		便所棟	186	H18	※	※	※	
		普通教室棟	1,080	H18	※	※	※	
		柳東	北校舎	931	46	0.19	0.31	0.71
		管理・教室棟	3,045	H12	※	※	※	
	柳北	管理特別教室棟	679	H23	※	※	※	
		普通教室棟	1,588	H24	※	※	※	
	新庄	管理教室棟	1,067	53		0.77		H15 2次診断(耐震性有)
		普通・特別教室棟	1,841	49・50		0.67	0.70	H16 補強済み
		第1校舎	292	H27	※	※	※	H27 改築
	余田	管理・特別教室棟	592	H29	※	※	※	H29 改築
		特別教室棟	459	H12	※	※	※	
		普通教室棟	499	H22	※	※	※	
	伊陸	管理・特別教室棟	1,027	R2	※	※	※	R2 改築
		普通教室棟	499	H22	※	※	※	
	柳井南	管理・教室棟	1,155	51・52		1.52		H15 2次診断(耐震性有)
		特別教室棟	877	H9	※	※	※	
	小田	管理・教室棟	1,168	H5	※	※	※	
		特別教室棟	804	H6	※	※	※	
	大畠	管理・教室棟	1,443	56・57	※	※	※	
		特別教室棟	237	H5	※	※	※	
屋体	日積	屋内運動場	801	52		0.03	0.80	H24 補強済み
	柳井	屋内運動場	1,351	H27	※	※	※	H27 改築
	柳東	屋内運動場	725	56	0.49	0.35	0.98	H22 補強済み
	柳北	屋内運動場	798	62	※	※	※	
	新庄	屋内運動場	750	54		0.07	0.79	H27 補強済み
	余田	屋内運動場	1,078	H11	※	※	※	
	伊陸	屋内運動場	465	45・57		0.77		H23 2次診断(耐震性有)
	平郡東	へき地集会室	341	49		0.70		H23 2次診断(耐震性有)
	柳井南	屋内運動場	1,112	H9	※	※	※	
	小田	屋内運動場	993	H7	※	※	※	
	大畠	屋内運動場	488	53	0.21	0.27	0.73	H22 補強済み

(表中の※は、建築基準法改正後の新基準を満たす建物を示す。)

公立学校施設の耐震改修状況について

2021/4/1現在

中学校

種別	学校名	建物用途	面積 (㎡)	建設年度	1次診断 (Is値)	2次診断 (Is値)	改修済 (Is値)	備考
校舎	柳井	普通教室棟	2,945	H2	※	※	※	
		特別教室棟	236	H3	※	※	※	
		管理特別教室棟	2,457	H3	※	※	※	
		特別教室棟	256	H3	※	※	※	
		昇降口棟	302	H3	※	※	※	
	柳井西	校舎棟	1,583	59	※	※	※	
		校舎棟	1,567	60	※	※	※	
	大島	管理・特別教室棟	2,605	38	0.07	0.45	0.74	H22 補強済み
		特別教室棟	267	38	0.07	1.24		H21 2次診断(耐震性有)
特別教室棟		247	63	※	※	※		
屋体	柳井	屋内運動場	1,578	H4	※	※	※	
		武道場	268	57	※	※	※	
	柳井西	屋内運動場	830	60	※	※	※	
	旧柳井南	屋内運動場	650	42		0.12	0.72	H25 補強済み
	大島	屋内運動場	802	59	※	※	※	H27 吊り天井撤去
		武道場	351	54		0.14	0.72	H22 補強済み

(表中の※は、建築基準法改正後の新基準を満たす建物を示す。)

【説明】

1. 令和2年4月1日現在、耐震化率は100%となっている。

2. 1次診断、2次診断の定義

1次診断は、建物形状、寸法(柱、梁、壁間隔)とコンクリート強度から概略の耐力を推定するもの。

2次診断は、配筋図面(図面がない場合は一部取り壊して確認)やコンクリート強度を再測定し詳細に耐力を推定するもので、1次診断より精密な判定法である。

3. 耐震構造と耐震指標(Is値)

建築基準法改正により、昭和57年以降建設の建築物は耐震基準を満たす。現行の建築基準法施行令では、

・中地震時(震度5強程度)で、建物に損傷が発生しないようにする。

・大地震時(震度6強～)で、建物に部分的な損傷は生じるものの、倒壊などの大きな損傷を防ぎ、人命が失われ
ないようにする という耐震性能の確保を目標としている。

また、建物の耐震性能を表す指標として、Is値(構造耐震指標)が広く用いられており、

$Is < 0.3$ 大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い

$0.3 \leq Is < 0.6$ 大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性がある

$0.6 \leq Is$ 大地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が低い と考えられている。

文部科学省の指導は、耐震改修の補助要件として補強後のIs値は0.7以上を目標値としている。